## [事案 14-4] 年金等支払無効確認請求

- ・平成 14 年 7 月 26 日 裁定申立書受理
- ・平成14年8月23日 裁定不開始(提訴)
- < 申立人の主張 >

保険会社が申立人(契約者)の妻(当時は離婚前。以下同じ。)に支払った年金及び 積立配当金は、契約者の承諾がないので無効である。保険会社は、申立人に対し年金等 を支払うこと。

<保険会社側の主張>

年金等の各請求手続は有効であり、申立人の請求には応じられない。本件解決にあたっては民事調停の申立を行う。

<裁定の概要>

保険会社より、本件の解決にあたり民事調停の申立を行なう旨「裁定不承認届」により裁定審査会宛て届出があった。裁定審査会は、保険会社が民事調停により解決を図ることについて相当の理由があると認め、申立人宛て「保険会社は、民事調停により解決を図ることを明確にしていることから、裁定審査会は裁定を開始しない。」旨の通知を行なった。

なお、本件は、平成 14 年 10 月、保険会社より簡易裁判所宛て民事調停の申立が行なわれた。